

トラブル事例①

ご成婚50周年祝いに 天皇皇后両陛下の写真が 送られてきた!

申し込んでもいない天皇皇后両陛下の写真が80歳代の父宛に届いた。同封されていた振込用紙には、「金婚式のお祝いの記念品です」「今回だけのご賛同くださいませ」と書かれている。



物を送ってきた会社から事前に電話があったかどうかを父にたずねても、記憶があいまいで事実はわからない。金額は1万円だが、支払いには応じたくない。

ひとこと 助言

天皇皇后両陛下のご成婚50周年に便乗した商法と思われる。「お祝いの記念」「ご賛同ください」といったご成婚記念のお祝いを目的としたものと勘違いさせるような文言が使われていますが、業者と皇室とは全く関係ありません。

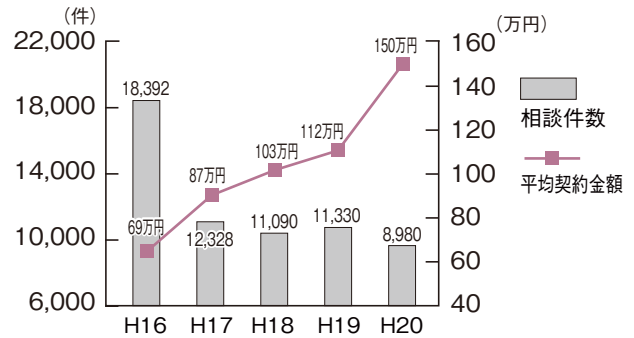
注文していない商品を一方的に送りつけられた場合は、代金を支払う必要はなく、また商品を返品する必要もありません。しかし、14日以内に商品を使用してしまうと購入を承諾したとみなされ、代金の支払い義務が生じるので注意してください。仮に、電話などで購入を承諾した場合でも契約書面受領後8日以内であれば、クーリング・オフで契約解除ができます(下欄参照)

暮らしの安全・安心に 高めよう。 消費者力

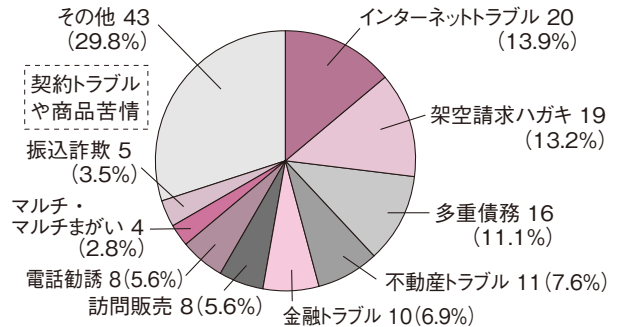
安全で安心して暮らせる社会は、私たちの願いです。しかし、私たちの身の回りでは、いろんな物や情報があふれ、食品の不正表示や悪質商法のトラブル、製品事故の被害なども数多く発生しています。

自らの消費生活に正しい知識を持って安全・安心に暮らすために消費者力を高めましょう。

相談件数と平均契約金額の推移(岐阜県)



相談の内訳(H20高山市相談件数) 計144件



消費者のきりふだ **クーリング・オフ**

クーリング・オフとは、特定の販売方法(訪問販売や電話勧誘販売など)において、一定期間内であれば無条件に契約を解除できる制度です。

「しまった」「困った」と思ったらすぐクーリング・オフしましょう。

- 必ずハガキなどの書面で行います。
- その契約をやめたい旨を書いて、ハガキの両面コピーをとります。
- 契約した日を含めて8日以内(訪問販売や電話勧誘販売など)に発信し、特定記録郵便か、簡易書留で出しましょう。

消費生活にかかわるご相談は

- 高山市消費生活相談窓口(市民活動推進課内)

☎0577-35-3412 FAX0577-35-3414
午前8時30分～午後5時15分(月～金)
shisui@city.takayama.lg.jp

- 岐阜県県民生活相談センター

☎058-277-1003
午前8時30分～午後5時15分(月～金)
午前9時～午後5時(土)※電話相談のみ

- 飛騨振興局 振興課

☎0577-33-1111(内235)
午前8時45分～午後3時30分(月～金)